毎月11日は人権を確かめあう日です

毎月11日は人権を確かめあう日です。てんいちは、英語の10「てん」と「いち」を合わせて『てんいち』（11）という意味です。

手話の部屋

手話を使ってのコミュニケーションの輪が広がるように、毎月手話をご紹介します。

Let's try！！

※利き手が左の方は左手で！

梅雨

手を顎にあて → その手をこめかみへ → 両手の指を下に向け雨が降るイメージで数回おろす

昔は頭が痛くなると、梅干をこめかみに貼ったという動作から

青空

4本の指で顎を下から上になぞる → 手のひらを前に向け頭の上で移動させる

ひげの色で青くなってる様子から

虹

虹の7色を示し指文字で「7」 → 弧を描くように移動させる

虹がかかっているイメージで

西和消防署より

火災・救急などの出場状況

		4月中	本年累計
河合町	火災	0件	0件
	救急	51件	256件

		4月中	本年累計
西和管内	火災	4件	19件
	救急	521件	2,252件

消費生活相談室

不正利用かも!? 利用明細は必ず確認

「クレジットカード会社から利用した覚えのない請求があった」という相談が寄せられています。第三者による不正利用のおそれもあります。

よくある相談の例

クレジットカード会社から代金の引き落としができないと、確認の電話がきた。慌てて利用明細を見ると、先月3回に渡って、計50万円以上の心当たりのない請求があった。カード会社に問い合わせ、教えてもらった請求元に連絡すると、私名義の購入履歴はないと回答があった。

消費者へのアドバイス

- 利用明細は必ず毎月確認しましょう。クレジットカードを利用した際の伝票や注文確認メール等は保管しておき、日付や金額等を利用明細と突き合わせて確認しましょう。また、利用明細には、店舗名とは異なる記載がされていることがあります。
- 自分に覚えがなくても家族がカードを利用している可能性もあるので、家族にも確認してみましょう。
- 不正利用が疑われる場合は、早急にカード会社に連絡しましょう。
- 不安に思った場合やトラブルになった場合は、消費生活相談窓口に相談してください。（独）国民生活センターHPより）

■消費者ホットライン

局番なしの「☎188（いやや）」

最寄りの消費生活センターや相談窓口につながります。

■河合町・上牧町消費相談窓口

河合町　☎57・0200
上牧町　☎76・1001

月曜日：午後1時～5時　河合町役場
火曜日：午後1時～5時　上牧町役場
木曜日：午前9時～午後1時　上牧町役場
金曜日：午前9時～午後1時　河合町役場